

水道・下水道

●水道

水道料金は、当分の間、旧小野田市、旧山陽町それぞれに設定した料金表に基づいて算定します。加入金については、旧小野田市の例に合わせることにしました（左表参照）。

なお、検針および請求については、これまでどおり2か月に1度とします。

【問い合わせ先】

水道局 ☎83・4111

●下水道・農業集落排水

下水道使用料、農業集落排水使用料については、当分の間、旧小野田市、旧山陽町それぞれに設定した料金表に基づいて算定します（左表参照）。

【問い合わせ先】

下水道課 ☎82・1164

介護保険

平成17年度までは現行の保険料とし、平成18年度からは適正な保険料に統一されます。また、普通徴収の納期については、平成17年度から旧小野田市の国民健康保険料の納期（6月～3月：年10回）と同様になります（左表参照）。

【問い合わせ先】

高齢障害課介護保険係

☎82・1172

国民健康保険

●国民健康保険証等の更新について

現在、旧山陽町の世帯で次にあげる各証の交付を受けている人には、4月中に新しい各証を郵送でお送りします。

（国民健康保険に関する証）

- ・被保険者証、退職被保険者証
- ・高齢者受給者証
- ・標準負担額減額認定証
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証

（老人医療に関する証）

- ・特定疾病療養受給者証
- ・老人医療受給者証
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・特定疾病療養受給者証

●保険証等の郵送方法

保険証等は、配達記録郵便でお届けします。配達時にご不在であれば、不在票が置かれますので、郵便局で直接受け取るか、再配達

【水道の加入金表】

口径	山陽小野田市	旧小野田市	旧山陽町
13mm	34,650円	34,650円	42,000円 (7,350円安く)
20mm	46,200円	46,200円	84,000円 (37,800円安く)

【水道、下水道、農業集落排水の使用料、請求月について】

水道使用料

	旧小野田市	旧山陽町
使用料	変更なし	変更なし
請求月	変更なし	変更なし

下水道使用料

	旧小野田市	旧山陽町
使用料	変更なし	変更なし
請求月	変更なし	水道料金の翌月

農業集落排水使用料

	旧小野田市	旧山陽町
使用料	変更なし	変更なし
請求月	変更なし	変更なし

【17年度の介護保険料（月額）】

段階	旧小野田市	旧山陽町
第1段階	1,725円	1,300円
第2段階	2,588円	1,950円
第3段階	3,450円	2,600円
第4段階	4,313円	3,250円
第5段階	5,175円	3,900円